

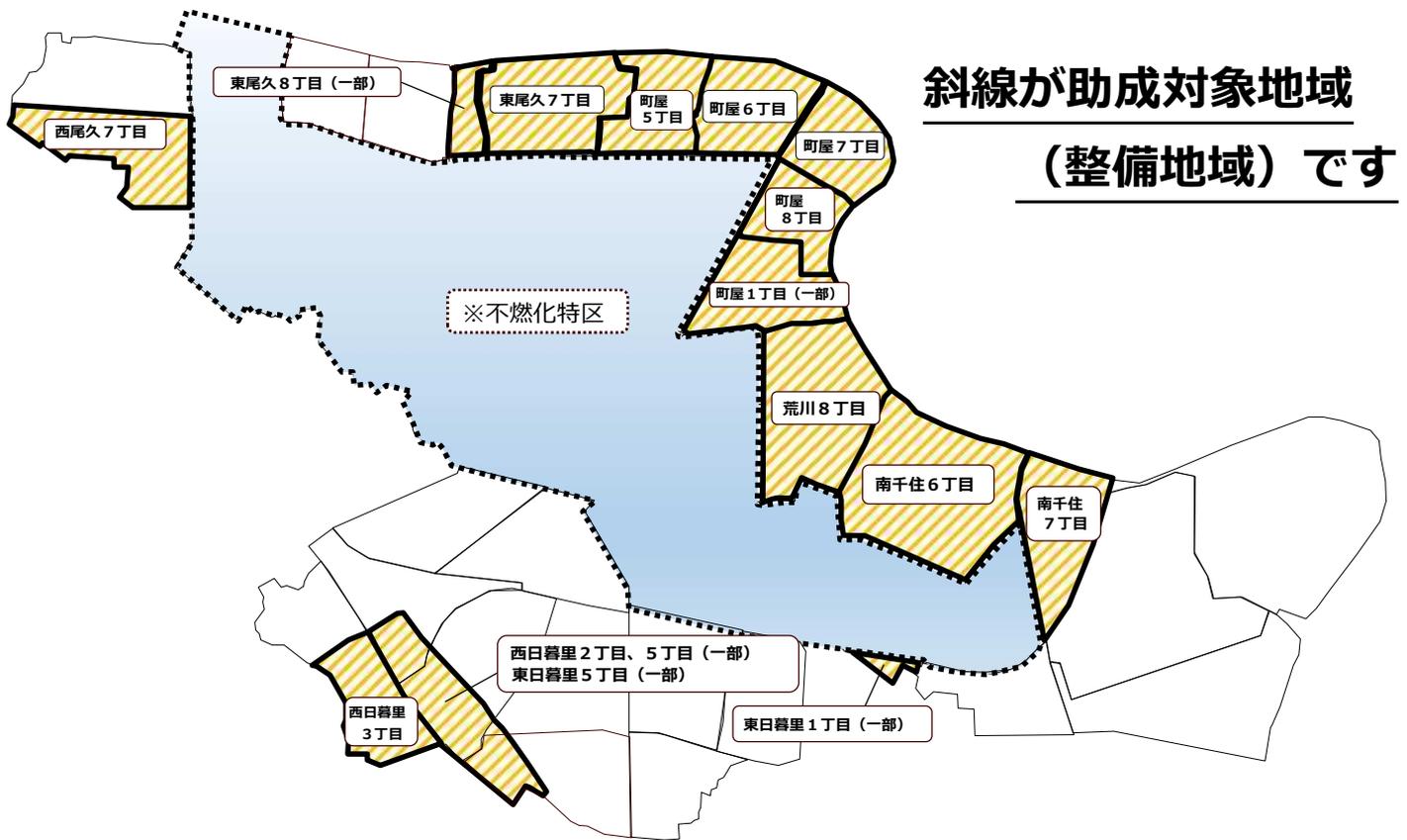
事業期間
令和7年度
まで

不燃化加速

古い木造建物を
建替える場合

整備地域助成金制度のご案内

助成対象地域（整備地域）地図



対象地域

- 荒川8丁目
- 町屋1丁目3～18番・22～38番
5丁目～8丁目
- 南千住6～7丁目
- 東尾久7丁目、8丁目1～13番
- 西尾久7丁目
- 東日暮里1丁目1・2・5・7番
5丁目40・41番・48～55番、6丁目60番
- 西日暮里2丁目17番～26番・48～58番、3丁目
5丁目14～24番



荒川区

古い木造建物を建替える場合、
建替えに伴う費用を助成します。



建物の要件

- 解体する建物
耐火又は準耐火建築物ではない築15年以上の木造建物
- 新築する建物
耐火又は準耐火建築物等

助成対象者の要件

1. 新築する建物の建築主
2. 個人又は中小企業等（宅地建物取引業者を除く）
3. 住民税・国民健康保険料等の未納がないこと

助成の内容

解体工事費

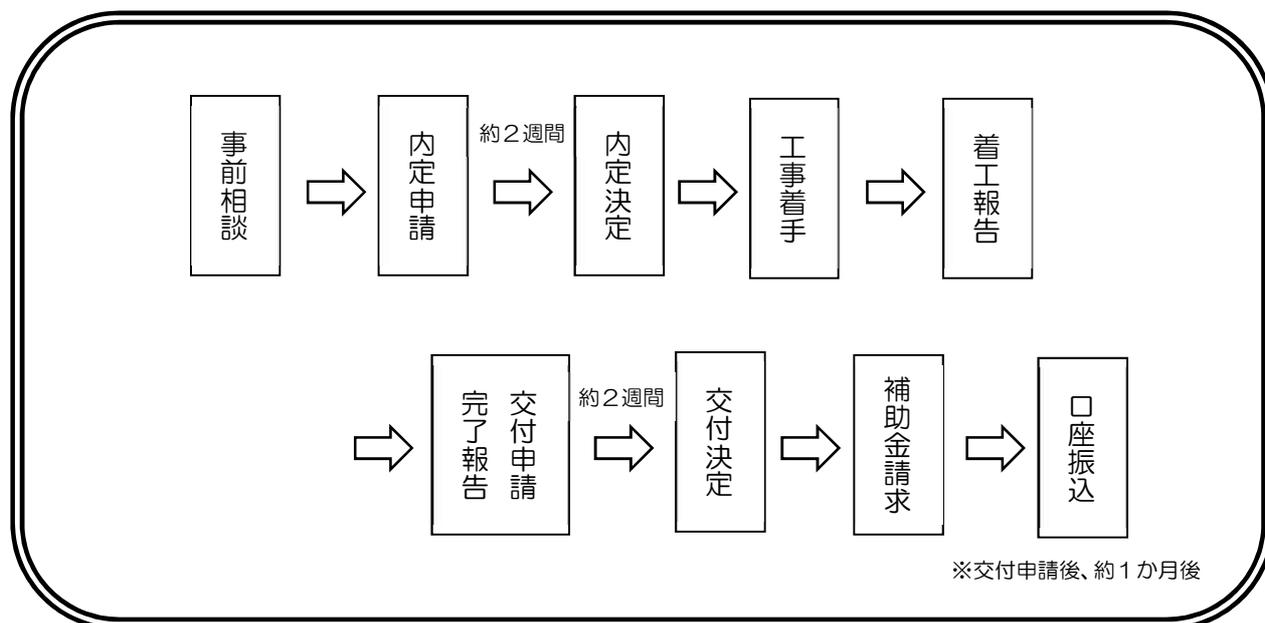
解体する建物の延べ面積 **1㎡あたり26,000円**を
上限とし、延べ面積500㎡までを限度（なお、消費税相当額を除く）



設計・工事監理費の一部

- 戸建建替え
戸建の建築に必要な設計・工事監理に要する費用とし、
1階から3階までの床面積に応じて要綱に定める額を限度として助成
- 共同建替え
共同住宅等の建築に必要な設計・工事監理に要する費用とし、
1階から3階までの床面積に応じて要綱に定める額を限度として助成

手続きの流れ



◆添付書類一覧表

申請書等の種類	添付書類の種類
交付内定申請書	<ul style="list-style-type: none"> ○住民税納税証明書（直近1年分完納したものに限る。） ○国民健康保険料納付済額証明書（直近1年分完納したものに限る。） ○法人現在事項全部証明書（申請者が法人の場合に限る。） ○法人住民税納税証明書（直近1年分完納したものに限る。）（申請者が法人の場合に限る。） ○代表者承諾書（建物の所有者が複数の場合に限る。） ○建物全部事項証明書（建物が登記されていない場合は、建築年月日及び建築物の延床面積を証する書類） ○土地全部事項証明書 ○土地の所有者の承諾書（申請者と土地所有者が異なる場合に限る。） ○建築物除却承諾書（申請者と建築物の所有者が異なる場合に限る。） ○除却工事費及び建築設計・工事監理費の見積書 ○工程表（工程の概要が分かる書類をいう。） ○現況写真
着工報告書	<ul style="list-style-type: none"> ○建築確認済証の写し及び建築確認申請書の写し（建築確認申請書の第一面から第五面までの写しをいう。） ○設計図書（案内図、配置図、平面図、立面図及び求積図をいう。） ○建築計画書副本の写し（荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例に係る証書であるものの写しをいう。） ○協定書又は事前申出書の写し（荒川区市街地整備指導要綱に係る証書であるものの写しをいう。） ○細街路承諾書の写し（荒川区細街路拡幅整備要綱に係る証書であるものの写しをいう。）
変更承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ○交付内定申請の内容の変更を示す図書及び書類
工事取りやめ届出書	<ul style="list-style-type: none"> ○交付内定可否決定通知書
完了報告・助成金交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ○除却工事費及び建築設計・工事監理費の領収書又は精算が証明できる書類の写し ○除却工事費及び建築設計・工事監理費の請求書の写し（受領を委任した場合に限る。） ○受領委任状（受領を委任した場合に限る。） ○工事の状況（工事の着手前、工事中及び完了後の状況をいう。）が把握できる写真（カラー写真に限る。） ○検査済証（建築物に関するものをいう。）の写し ○工事完了確認通知書の写し（荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例に係る証書であるものの写しをいう。） ○協定履行確認通知書又は完了届の写し（荒川区市街地整備指導要綱に係る証書であるものの写しをいう。）

注 添付書類の種類欄に定める添付書類のほか、それぞれ区長が特に必要と認めるものを添付書類とする。

問合せ先 防災都市づくり部 住まい街づくり課 住宅係 電話:3802-3111 内線:2822・2826

〔令和7年4月改訂〕